

令和4年6月3日

さいたま市浦和区岸町7-11-5  
特定適格消費者団体・適格消費者団体  
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
理事長 池本 誠司 殿

S a l u t e . L a b 株式会社  
代表取締役 墨 谷 剛 史

## 回 答 書

前略

貴法人から当社宛差し出された2022(令和4)年5月27日付「再申入書」(以下「貴簡」といいます。)にてご質問いただいた点について以下のとおり回答いたします。

### 1 ①について

措置命令までに当社が取得していた実証実験の結果は消費者庁に提示いたしましたが、結果として消費者庁による措置命令が下されることとなりました。

当社としては、消費者庁において当時の広告表示において景品表示法に違反する点があったとの判断が示されました、消費者庁とのやり取りを踏まえ、第三者機関による実証実験の結果自体に疑義が示されたものではないと認識しております。

### 2 ②について

弊社が消費者に直販したケースも一部ございますが、個別に消費者からのお問い合わせがない限り、広告表示以外の方法では商品の説明はしておりません。

### 3 ③について

令和3年2月17日付の日本経済新聞および産経新聞の全国版朝刊の社会面にて、消費者庁の確認のもと、弊社商品「イオニアカードPLUS」に係る弊社ウェブサイト上の広告表示に関して景品表示法違反があったことにつき、一般消費者に周知いたしました。

また、令和3年2月17日から同年3月16日までの間、弊社ウェブサイトのトップページにリンクを設置し、リンク先のページにおいて、上記同様、当社商品「イオニアカードPLUS」に係る弊社ウェブサイト上の広告表示に関し、景品表示法違反があつたことにつき一般消費者に周知いたしました。

上記方法による周知を実施したことについては、消費者庁にも報告をしております。

#### **4 ④について**

ご指摘の実証実験結果については、措置命令以前から当社が第三者機関より取得していた実証実験結果となります。

前記1のとおり、消費者庁からは、第三者機関による実証実験の結果自体に疑義が示されたものではないと認識しております。

#### **5 ⑤について**

ご指摘の広告表示を含め、現時点の当社ウェブサイト上の広告表示は景品表示法に違反しないと考えております。

#### **6 ⑥について**

「イオニアカードPLUS」はカード型であり、身に付けていただくことを想定しておりますが、どのように身に付けていただくかは利用者に応じて異なるものです。当社として、「標準的な使用方法・環境」を想定して、効果を保証しているものではありません。

#### **7 購入者への対応について**

当社から貴法人に対して送付した令和3年10月12日付回答書及び令和4年3月16日付回答書でもご説明させていただいたとおり、顧客との関係で一律に当社の債務不履行があるとは考えておらず、また、個別にお問い合わせいただいた場合は、当社として適切に対応をしております。

したがいまして、当社においては、現時点で貴簡にてご要望の対応を行うことは考えておりませんので、本書をもってその旨ご回答させていただきます。